

◇基本理念◇(第4次) 「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」		
	人権の尊重 ～ 視点～(第4次)～ 個性の尊重	男女平等参画
基本目標	課題(★は重点課題(案))	施策
I 人権と多様性を尊重する意識の醸成	1★ 多様性を認め合える意識づくり	(1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 (2)性的指向・性自認等の理解促進【新】
	2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と人権意識の醸成	(1)男女平等・人権に関する教育・学習の実施 (2)保護者・関係者等の男女平等意識・人権尊重意識の啓発
	3 誰もが共に参画できる地域活動の推進	(1)地域活動等への男性の参画の促進 (2)市民活動団体との協働
	4 多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進	(1)防災対策における女性の参画拡大 (2)男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
II 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) 【女性活躍推進計画】	1 経済活動における女性活躍の推進	(1)女性の就労及びキャリア形成支援 (2)市内の事業所における女性の活躍の推進 (3)女性農業者への支援 (4)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
	2★ 政策・方針決定過程への女性参画の促進	(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2)女性リーダーの育成と参画の促進
	3★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 (2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
	4 男性の家事・育児・介護への参画促進	(1)男性の家事・子育てへの参画促進 (2)男性の介護への参画促進
	5 誰もがともに担う子育てへの支援	(1)子育て支援サービスの充実 (2)地域での子育て支援の促進
	6 誰もがともに担う介護への支援	(1)地域での支え合いのしくみづくり (2)家族介護者への支援
III あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援【新規】	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 【配偶者暴力対策基本計画】	(1)暴力の未然防止と早期発見 (2)相談窓口の充実 (3)被害者の安全の確保と自立への支援 (4)市の体制整備に向けた取り組みの強化 (5)関係機関との連携強化
	2 あらゆる暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)	(1)暴力の防止に向けた意識啓発 (2)暴力の被害者に対する支援
	3 性と生殖に関する健康支援	(1)からだと性に関する正確な情報の提供 (2)性差に応じた健康支援
	4 様々な困難を抱える女性への支援【新規】 ※困難女性支援法に基づく市町村計画を位置付け	(1)ひとり親家庭や生活困窮者等への支援への支援 (2)困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備【新規】
IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	1★ 庁内推進体制の充実	(1)男女平等参画に関する職員の理解促進 (2)誰もが働きやすい職場環境の整備 (3)管理的立場への女性職員の参画促進 (4)庁内推進体制の充実・強化 (5)男女平等推進条例設置の検討
	2 男女平等参画推進計画の進行管理	(1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理